

高浜市建築工事における週休 2 日制試行要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建築工事において、建設業における企業又は労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建築工事における週休 2 日制の取組を試行するために必要な事項を定め、これを普及することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日制 次に掲げるものをいう。

ア 月単位の週休 2 日制 月単位の 4 週 8 休以上を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休 2 日制 通期の 4 週 8 休以上を行ったと認められる状態をいう。

(2) 月単位の 4 週 8 休以上 対象期間の全ての月ごとに現場閉所・休息の日数（積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日を含む。次号において同じ。）の割合が、28.5%以上の水準に達する状態（対象期間における土曜日及び日曜日（現場閉所・休息を土曜日及び日曜日以外の曜日とすることを通常とする場合は、当該曜日。以下この号において同じ。）の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所・休息を行っている状態）をいう。

(3) 通期の 4 週 8 休以上 対象期間の現場閉所・休息の日数の割合が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。

(4) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事完成日（工事目的物が完成した日をいう。）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除く。

ア 年末年始休暇の 6 日間

イ 夏期休暇の 3 日間

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 発注者があらかじめ対象外とする作業を実施する期間

カ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

(5) 現場閉所・休息 次に掲げるものをいう。

ア 現場閉所 巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

イ 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制による工事（以下「週休2日制工事」という。）の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当しない市が発注する建築工事で、市長が別に選定するものとする。

(1) 対象期間が著しく短い工事

(2) 緊急の実施が必要となる工事

(発注方式)

第4条 週休2日制工事の発注方式は、次の各号のいずれかによる方式を基本とする。この場合において、当該工事が分離発注工事の場合は、全ての工事について同一の方式によるものとする。

(1) 発注者指定方式 発注者が月単位の週休2日制に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日制に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

(経費の補正等)

第5条 週休2日制工事においては、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める補正係数により労務費（予定価格の基礎となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。以下同じ。）を補正するものとする。

(1) 月単位の週休2日制の工事 1. 0 4

(2) 通期の週休2日制の工事 1. 0 2

2 週休2日制工事に係る経費の積算及び変更方法は、次の各号に掲げる発注方式の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

(1) 発注者指定方式

ア 月単位の週休2日制を前提として、前項第1号に定める補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 現場閉所・休息の達成状況が月単位の週休2日制に満たない場合は、補正係数を前項第2号に定めるものに変更し、通期の週休2日制に満たない場合は、補正係数を除し、高浜市工事請負契約約款第25条の規定に基づき、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(2) 受注者希望方式

ア 通期の週休2日制を前提として、前項第2号に定める補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。この場合において、工事着手前に月単位の週休2日制に取り組むことについて協議が整った場合（受注者が月単位の週休2日制の取組を希望する場合を含む。）については、補正係数を前項第1号に定めるものに変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

イ 現場閉所・休息の達成状況が月単位の週休2日制に満たない場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る。）は、補正係数を前項第2号に定めるものに変更し、通期の週休2日制に満たない場合は、補正係数を除し、高浜市工事請負契約約款第25条の規定に基づき、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

（発注の際の明示）

第6条 発注者は、週休2日制工事の対象となる工事を発注する際は、その旨等を明示するものとする。

2 前項の規定による明示は、現場説明書等への記載により行うものとする。この場合において、当該記載は、別記に定めるものを参考として行うものとする。

（工事着手前の確認等）

第7条 監督員（高浜市契約規則（昭和51年高浜市規則第1号）第4条第3号の監督員をいう。以下同じ。）は、対象期間の設定に当たっては、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間等の対象期間に含まれない期間を、受注者と協議により決定するものとする。

2 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。

3 監督員は、月単位の週休2日制又は通期の週休2日制に取り組

む旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所・休息の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、月単位の週休2日制又は通期の週休2日制が確保されていることを確認するものとする。

(工事着手後の確認等)

第8条 監督員は、工程計画の見直し（軽微なものを除く。）が生じた場合には、その都度現場閉所・休息の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、現場閉所・休息の状況を確認する。この場合において、分離発注工事の場合は、工程表の修正に当たり受注者間で調整を行うものとする。

- 2 監督員は、受注者が作成する現場閉所・休息の日が記載された工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所・休息の日数を確認するものとする。
- 3 受注者は、監督員による現場閉所・休息の状況の確認のため、最終的な現場閉所・休息率が確認できるものを監督員に提出するものとする。

(確認等に係る留意事項)

第9条 監督員は、現場閉所・休息の状況の確認に当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 受注者に対して新たな書類作成による事務負担の増大が生じないよう留意し、既存の書類を活用すること。
- (2) 現場閉所・休息の前日等に、現場閉所・休息の日に作業が発生するような指示を行わないこと。
- 2 監督員は、1つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注工事を含む。）の調整を適切に実施するものとする。
- 3 監督員は、工事一時中止を行う場合等、対象期間に含まれない期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、受注者と協議するものとする。
- 4 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。

(週休 2 日制工事である旨の明示)

第 10 条 受注者は、施設管理者の承諾を得られた場合は、週休 2 日制工事である旨を仮囲い等に明示するものとする。

(適正工期の設定等)

第 11 条 発注者は、全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な時間を確保する等、適正な工期を設定するものとする。

2 発注者は、週休 2 日制工事に当たり、工期や契約金額等について下請業者への負担が生じないように受注者に指導するものとする。

(月単位の週休 2 日制による評価)

第 12 条 監督員は、月単位の週休 2 日が達成された場合は、高浜市公共工事成績評定要綱（平成 22 年 8 月 1 日施行）に基づく評定において、高浜市公共工事成績評定要綱運用基準（平成 22 年 8 月 1 日施行）別紙 1 に定める「創意工夫 安全衛生関係 その他」の項目で評価する。この場合において、月単位の週休 2 日が達成されなかつたときも、減点は行わないものとする。

(取組証の発行)

第 13 条 監督員は、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日が達成された場合は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休 2 日制工事取組証（別記様式）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が 1 千万円未満の工事については、週休 2 日制工事取組証は発行しない。

(モニタリングの実施)

第 14 条 監督員は、週休 2 日制工事に当たり、モニタリングを実施し、週休 2 日制の確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議するものとする。

2 受注者は、監督員からモニタリングの一環としてアンケート調査等の依頼があった場合は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、通期の週休 2 日が達成できなかつた場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに監督員に報告するものとする。ただし、受注者の責によらず達成できなかつた場合は、この限りでない。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、週休 2 日制工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月10日から施行し、同日以降に公告し、又は指名する工事から適用する。
- 2 市長は、施行日前においても、この要領の規定による週休2日制工事に必要な準備行為をすることができる。

別記（第6条関係）

第1 発注者指定方式の場合

1. 本工事は、発注者が月単位の週休2日制に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。詳細については、「高浜市建築工事における週休2日制試行要領」を参照すること。
2. 月単位の4週8休以上（現場閉所・休息率28.5%（8日／28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所・休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を達成していない場合は、補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休以上を達成していない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第2 受注者希望方式の場合

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日制に取り組む旨を協議した上で工事を施工する週休2日制工事（受注者希望方式）である。詳細については、「高浜市建築工事における週休2日制試行要領」を参照すること。
2. 通期の4週8休以上（現場閉所・休息率28.5%（8日／28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所・休息の達成状況を確認し、通期の4週8休以上を達成していない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整った場合（受注者が週休2日の取組を希望する場合を含む。）については、

補正係数を1.04に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。現場閉所・休息の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上を達成していない場合は、補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休以上を達成していない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

別記様式（第13条関係）

年　月　日

週休2日制工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工事名	
本工事の業種	
最終契約金額 ※1	
引渡し年月日 ※2	
週休2日制の形式	月単位の週休2日制
	通期の週休2日制

※1 最終契約金額の1千万未満の工事は発行対象外

※2 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

※3 該当する形式に「○」を記載

高浜市長